

★法改正に伴い従業員 101 人以上の企業に計画策定が義務化されます。(令和 4 年 4 月 1 日～)

一般事業主行動計画策定(女性活躍推進)に役立つ 専門講師・アドバイザーを派遣します!!

このようなことをお考えの場合、ぜひ、この事業をご活用ください!

女性活躍推進に取り組み、行動計画を策定したいが・・・

「社員の意見を計画に反映するには？」

「計画の目標には何を設定すればよいのか？」

「具体的な取組をどのように考えていけばよいのか？」

無料

- 1.女性活躍推進専門員が各企業を訪問し、個別相談に応じます
- 2.必要に応じて専門講師・アドバイザーを無料で派遣し、行動計画の策定まで
きめ細やかに支援します。(上限 5 回)

例：策定担当者や管理職対象の個別コンサルタント（計画の意義や目的等）

女性社員対象のワークショップ（課題抽出、目標設定等）

① 対象となる企業

県内に事業所を有する企業・団体で、女性活躍推進法「一般事業主行動計画」未策定企業

② 事業の流れ（企業育成プロジェクト事業）

- Step1 一般事業主行動計画策定セミナーの視聴（YouTube 限定配信）
Step2 実施計画等の申請書をセンターへ提出（令和 4 年 2 月末まで）
Step3 女性活躍推進専門員の相談・助言、専門講師やアドバイザーの派遣
Step4 事業完了後、実績報告書をセンターへ提出（令和 4 年 4 月 11 日まで）

★★★まずはお電話でお気軽にお問い合わせください★★★

【問い合わせ先】
女性活躍推進センター
(兵庫県立男女共同参画センター・イーブン)

TEL:078-360-8550

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3
神戸クリスタルタワー 7 階

FAX:078-360-8558

ホームページ <https://www.hyogo-even.jp>

女性活躍推進専門員にお問い合わせください
平日（月～金）9：00～17：00
（祝日及び年末年始を除く）